

## 議案第 37 号

清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

清水町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年清水町条例第 3 号）  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「第 2 項」を「第 2 項（これらの規定を法第 55 条の  
2 第 2 項において準用する場合を含む。）」に改め、同条に次の 1 号を  
加える。

- (3) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により清水町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。